

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	中村 壮秀
【住所又は本店所在地】	東京都大田区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2023年3月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	アライドアーキテクト株式会社
証券コード	6081
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中村 壮秀
住所又は本店所在地	S i n g a p o r e
事務上の連絡先及び担当者名	アライドアーキテクト株式会社 財務経理部長 武田 周平
電話番号	03-6408-2791

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	合同会社
氏名又は名称	合同会社MNカンパニー
住所又は本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
事務上の連絡先及び担当者名	アライドアーキテクト株式会社 財務経理部長 武田 周平
電話番号	03-6408-2791

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.10
訂正される報告書の報告義務発生日	2022年11月29日
訂正箇所	提出者にかかる（4）上記提出者の保有株券等の内訳 保有株券等の数に記載の「法第27条の23第3項本文」および「法第27条の23第3項第1号」の株式数内訳

## （訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## （4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	4,802,741		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 190,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N

合計（株・口）	O	4,992,741	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T			4,992,741
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			190,000

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## （4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	3,902,741	900,000	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 190,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 4,092,741	P 900,000	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		4,992,741
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		190,000

（訂正前）

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## （1）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	5,052,741		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 190,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	5,242,741	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		5,242,741
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		190,000

（訂正後）

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	4,152,741	900,000	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 190,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 4,342,741	P 900,000	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		5,242,741
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		190,000